

平成27年3月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
条例議案	1

N o
1

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局保健医療部保険年金課)

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、保険料の基礎賦課限度額等を変更する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する国民健康保険法の規定の条項ずれに伴う改正（第9条関係）

現行	改正後
第72条の4	第72条の5

- 2 基礎賦課限度額の変更（第13条関係）

現行	改正後
51万円	52万円

- 3 後期高齢者支援金等賦課限度額の変更（第14条の9関係）

現行	改正後
16万円	17万円

- 4 介護納付金賦課限度額の変更（第14条の14関係）

現行	改正後
14万円	16万円

(次頁に続く)

(続き)

5 保険料の軽減対象世帯の拡充 (第20条関係)

軽減割合	現行	改正後
5割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>24万5千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>26万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合
2割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>45万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>47万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合

6 施行期日

平成27年4月1日